

賃貸借契約書(案)

頭書

1	賃貸借の名称	浜松市催告システムに係る電子計算端末機器等賃貸借
2	賃貸借の場所	浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎
3	賃貸借料	月額 金〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)
4	賃貸借期間	令和8年1月1日から令和13年5月31日まで (地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約) ※契約締結日から令和7年12月31日までは機器等の準備期間とし、賃貸借料の支払いは令和8年1月1日から令和13年5月31日までの65カ月について行う。
5	契約保証金	浜松市契約規則27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第5条第3項のとおり(請求日から起算して30日以内)
7	仕様書等	賃貸借仕様書

賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

賃借人 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2
名 称 浜松市
代表者 浜松市長 中野 祐介 ㊞

賃貸人 住所又は所在地 浜松市〇区〇〇町〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 ○○ ○○ ㊞

条 項

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書7に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書7の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人及び賃貸人は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 4 賃借人及び賃貸人は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、賃貸人の負担とする。

(賃貸借の成立)

- 第2条 賃借人と賃貸人は、この契約の定めに従い、賃貸人が所有する賃貸借物件を賃借人に貸し付けて使用及び収益させ、賃借人は、これを借り受ける対価として賃貸借料を支払い、この契約が終了したときにはこれを賃貸人に返還するものとする。

(賃貸借物件)

- 第3条 賃貸借物件は、仕様書等のとおりとする。

(賃貸借の場所)

- 第4条 賃貸借の場所は、頭書2に記載する場所とする。

(賃貸借料)

- 第5条 賃貸借料は、頭書3に記載する金額とする。
- 2 賃貸人は、賃貸借料の請求を月ごとに行い、当該月の翌月以降に賃借人に請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月については、第18条第2項の検査が終了した後に請求するものとする。
- 3 賃借人は、賃貸人から前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第5項の規定にかかわらず、賃借人が負担するものとする。

4 賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、その月の賃貸借料は日割計算によって算定するものとする。当該日割計算によって算定した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(賃貸借期間)

第6条 賃貸借期間は、頭書4に記載する期間とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

2 賃借人は、賃貸借が終了したとき又はこの契約が解除されたときは、賃貸人の請求により、30日以内に契約保証金を賃貸人に返還する。ただし、賃借人が次の各号に掲げる金銭を賃貸人に請求できるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てができるものとする。

- (1) 第22条又は第23条第1項に規定する違約金
- (2) 第24条第1項又は第27条第1項に規定する遅延損害金
- (3) 第26条第1項又は同条第2項の規定による損害賠償金

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(賃貸借物件の引き渡し)

第8条 賃貸人は、賃貸借期間の開始日までに、賃貸人の負担にて、賃貸借物件を賃借人の指定する場所に設置し、賃借人が使用できる状態に調整して賃借人に引き渡すものとする。

(保険)

第9条 賃貸人は、賃貸借物件に動産総合保険を付保するものとし、その保険料は賃貸人が負担とするものとする。

(賃貸借物件の管理)

第10条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(消耗品)

第11条 賃貸借物件に使用する消耗品は、賃貸借物件の規格に合致したものとする。

2 賃借人が、前項に規定する消耗品以外のものを使用したことにより生じた賃貸借物件の故障等については、賃借人の責任とする。

(原状変更)

第12条 賃借人は、賃貸借の場所を変更するとき、賃貸借物件に他の附属物を追加するとき、賃貸借物件を改造するときその他賃貸借物件の原状を変更するときは、あらかじめ賃貸人に承認を得るものとする。

2 前項の場合における費用は、賃借人が負担する。

(保守)

第13条 賃貸人は、仕様書等に基づき、賃貸人の負担において賃貸借物件を保守するものとする。

(故障・滅失)

第14条 賃借人は、賃貸借期間中に賃貸借物件が故障(正常に機能しない状態にあるが、経済的合理性がある修理を行うことで正常な機能を回復できる状態という。以下同じ。)又は滅失(無くなること、又は修理により正常な機能を回復させることが不可能若しくは経済的に無意味な状態となることをいう。以下同じ。)したときは、速やかに賃貸人に連絡するものとする。

2 賃貸人は、前項の連絡を受けたときは、速やかに賃貸借物件の状態を確認する。

(故障への対応)

第15条 賃貸借期間中に賃貸借物件が故障したときは、賃貸人は速やかに修理する。

2 故障が暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、修理費用の負担について、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

3 故障が天災等を除く賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、修理費用は、賃貸人が負担する。

4 故障が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、修理費用は、賃貸人が負担する。

5 前項の場合においては、当該賃貸借物件が故障した日から修理が完了する日までの期間の賃貸借料を減額する。ただし、賃貸人が賃借人に対し、賃貸人の負担において当該賃貸借物件と同等の物件を代替品として提供したときは、この限りでない。

6 故障が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、当該故障により賃貸人に発生した損害の賠償を請求することができる。

7 前項の損害(第9条の保険により補填された損害を除く。)に係る賠償の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

(滅失への対応)

第16条 賃貸借期間中に賃貸借物件の全部が滅失した場合は、第3項の規定により代替品を提供するときを除き、この契約は終了する。

2 滅失が賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、滅失した日から賃貸借期間の末日までの賃貸借料相当額の取扱いについて、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

3 滅失が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、滅失した

賃貸借物件と同等の物件を代替品として賃貸人の負担で提供する。この場合において、当該賃貸借物件が滅失した日から代替品を提供した日までの期間の賃貸借料を減額する。

- 4 滅失が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、当該滅失より賃貸人に発生した損害の賠償を請求することができる。
- 5 前項の損害（第9条の保険により補填された損害を除く。）に係る賠償の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

（一部滅失の場合の対応）

第17条 賃貸借期間中に賃貸借物件の一部が賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由により滅失した場合において残存する部分のみでは賃借人がこの契約を締結した目的を達成することができないときは、賃借人は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において賃借人がこの契約を解除したときは、前条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の場合において賃借人がこの契約を解除しないときは、一部滅失した日から賃貸借期間満了日までの期間の賃貸借料の取扱いについて、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。
- 4 一部滅失が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、前条第3項の規定を準用する。
- 5 一部滅失が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

（賃貸借完了報告及び検査）

第18条 賃貸人は、賃貸借期間が満了したときは、直ちに賃貸借完了報告書を賃借人に提出しなければならない。

- 2 賃借人は、前項の賃貸借完了報告書を受理したときは、直ちに検査をしなければならない。

（賃貸借物件の返還）

第19条 賃借人は、賃貸借期間が満了したとき又はこの契約を解除したときは、賃貸人に連絡するものとする。

- 2 賃貸人は、前項の連絡があったときは、直ちに賃貸借物件を引き取るものとし、これに要する費用は、賃貸人が負担するものとする。

（催告による解除）

第20条 賃借人は、賃貸人がその債務を履行しない場合において、賃貸人に相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 賃貸人は、賃借人がその債務を履行しない場合において、賃借人に相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(賃借人の催告によらない解除)

第21条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 賃貸人が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、賃貸人がこの履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、賃貸人が債務を履行せず、賃借人が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 賃貸人が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。
 - ア 賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ウ 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為

の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、賃貸人 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律 (平成23年法律第74号) による改正前の刑法第96条の3 (情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。) 又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (7) 前項に定めるものを除くほか、賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (8) 賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、賃借人の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (9) 第20条第2項の規定によらないで、賃貸人がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 賃貸人について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等 (賃貸人が個人であるときはその者を、賃貸人が法人であるときはその役員その他常時賃貸借契約を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。) であると認められるとき。

イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合 (カに該当する場合を除く。) に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

- (12) 貸貸人が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は貸貸人の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (13) 貸貸人が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 貸借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸貸人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 貸貸人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(長期継続契約の場合の貸借人による解除)

- 第21条の2 貸借人は、この契約を締結した日を含む会計年度の次年度以降にこの契約に係る浜松市歳出予算の減額又は削除があったときには、貸貸人に通知して、いつでもこの契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により貸借人がこの契約を解除した場合において貸貸人に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは、その損失の補償について貸借人と貸貸人が協議して定めるものとする。

(違約金)

- 第22条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸貸借料の100分の10に相当する額を違約金として、貸借人の指定する期間内に貸借人に支払わなければならない。
- (1) 第20条第1項又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 貸貸人が債務の履行を拒否し、又は貸貸人の責めに帰すべき事由によってこの契約が履行不能となったとき。
 - (3) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
 - (4) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
 - (5) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があった場合の違約金)

- 第23条 貸貸人は、第21条第1項第6号に該当したときは、貸借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、貸貸借料の100分の20に相当する額を違約金として、貸借人の指定する期間内に貸借人に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、貸貸借期間の満了後においても適用する。

(賃貸人に履行遅滞があった場合の遅延損害金)

第24条 賃貸人は、賃貸人の責めに帰すべき事由により履行遅滞があったときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、賃貸借料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

(違約金等の計算基礎とする賃貸借料)

第25条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする賃貸借料は、次表に基づき賃借人が定めるものとする。

(1) 総価契約の場合	賃貸借料の総額
(2) 単価契約の場合（複数単価契約の場合を除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約の場合	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約の場合	月額の賃貸借料に賃貸借期間の月数を乗じて得た額、又は年額の賃貸借料に賃貸借期間の年数を乗じて得た額
(5) 賃貸借料に変更があった場合	変更後の賃貸借料

(損害賠償請求権)

第26条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第20条第1項又は第21条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、賃貸人がこの契約に適合した履行をしないとき又はこの契約に適合した履行が不能であるとき。
- 2 賃借人は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を賃貸人に請求することができる。
- 3 賃貸人は、第20条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(違約金等の支払いが遅れた場合の遅延損害金)

第27条 賃借人は、賃貸人が違約金等又は前条第1項に規定する損害賠償金を賃借人が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を賃貸人に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(賃借料の支払いが遅れた場合の遅延損害金)

第28条 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由により賃貸借料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を賃借人に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた賃貸借料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第29条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第30条 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(暴力団の排除のための協力)

第31条 賃貸人は、この契約の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、賃借人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 賃貸人は、この契約に関する委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係るこの契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、賃貸人を通じて賃借人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力をを行うよう求めなければならない。

(規則の遵守)

第32条 賃貸人は、この契約の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

(温室効果ガスの削減)

第33条 賃貸人は、この契約の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

(雑則)

第34条 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
3 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の

定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第35条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

浜松市催告システム機器
賃貸借仕様書（案）

～ 目次 ～

第1章 はじめに	2
第1節 本書の目的	2
第2節 納入場所	2
第3節 納入期限	2
第4節 貸借期間	2
第5節 調達機器等共通要件	2
第2章 機器仕様	3
第1節 電話交換設備部	3
第2節 ソフトウェア	9
第3章 保守	10
第1節 装置の保守・修繕について	10
第1項 保守対応日時	10
第2項 保守・修繕対象物件	11
第3項 保守・修繕業務内容	11
第4項 保守・修繕結果報告	11
第5項 保守・修繕費用の支払い	11
第2節 貸借期間終了後について	11

第1章 はじめに

第1節 本書の目的

本書は、本市が催告業務で使用するシステムに係る電話交換設備、サーバ及びその周辺機器等のハードウェア(OS 含む)・ソフトウェア(ミドルウェア等)の調達において、基本的な技術仕様や要求事項を示すことを目的とする。

なお、本調達で納入された機器の設定及び調整作業は別途浜松市が契約するシステム構築業者が行うものとし、賃借人は機器納入、設置、配線及び保守、廃棄までとする。

第2節 納入場所

システム構築業者が指定する場所に納入すること。(納入場所は静岡県内とする)

なお、事前に機器納入リストを提示し、承認を得ること。

第3節 納入期限

令和7年10月31日（金）

※配線工事日程は、別途

第4節 賃貸借期間

令和8年1月1日～令和13年5月31日（65カ月）

第5節 調達機器等共通要件

- ・サーバ及びパソコンは指定されたオペレーションシステム（OS）を備えること。
- ・機器を選定する際には、既存19インチラック（24U）に搭載できる機器とすること。
- ・耐震キットは既存の物を使用すること。
- ・ラック搭載に必要な部材を用意すること。
- ・電源ケーブル等は必要本数用意すること。
- ・賃貸借期間中に必要な保守・サポートを提供すること。
- ・省電力化に配慮したものとすること。
- ・ハンドメイド品は不可とし、未使用品であること（中古品不可）。
- ・修理又は交換が日本国内において速やかに行えること。
- ・賃貸借機器について、契約期間中に盗難等の事故があった場合には、盗難保険等により速やかに対応できるように措置を講じること。
- ・リース料には、リース物件の動産総合保険料を含むこと。

第2章 機器仕様

本契約において調達する機器は、第1～2節に示す仕様を満たす構成とすること。

第1節 電話交換設備部

第1項 共通要件

筐体はラックマウント型とすること。

第2項 主装置

(1) 仕様

日本電気製 AspireWX plus (型番：B10002-48775) 相当品

項目番号	項目	仕様
1	通話路	PCM時分割一段スイッチ
2	台数	1台
3	制御方式	蓄積プログラミング制御方式
4	プロセッサ	32bit マイクロプロセッサ
5	中継方式	中継台方式(DSSコンソール)、分散応答、追加ダイヤルイン方式、直結式応答、NTTダイヤルイン方式、個別着信方式
6	配線方式	2芯 スターリング LAN接続
7	使用電源	AC100±10V (50/60Hz)
8	選択信号種別	DP (10/20pps)、PB
10	消費電力	最大170W/架 以下
11	内線呼量	6.0HCS/内線

第3項 デジタル多機能電話機

(1) 仕様

日本電気製 DTK-24D-1D(WH)TEL (型名：B10002-62035) 相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	重量 約1.2kg 以下 消費電力 (W) 約4.0W以下
2	台数	10台
3	液晶画面 (LCD)	全角：14桁×4行/半角：28桁×4行
4	ファンクションボタン	24個
5	固定機能ボタン	14個
6	ソフトキー	4個

7	ハンズフリー機能	あり（半二重：全二重）
8	接続交換機	AspireWX plusに接続可能なこと

第4項 ヘッドセット

(1) 仕様

poly社製 HW510-A10-NE (型名 : BT0275-00057) 相当品

項目番	項目	仕様
1	ヘッドバンド型	片耳モデル
2	数量	10個（※予備含む）
3	音声品質	ワイドバンド帯域
4	接続インターフェース	モジュラージャック：RJ11
5	マイクタイプ	単一指向性エレクトレットコンデンサー
6	マイク感度	-39±4dBV/Pa (94dBSPL) at 1kHz
7	マイク入力	モノラル
8	マイク周波数特性	200Hz-6300Hz
9	レシーバタイプ	ダイナミック
10	レシーバ感度	94dBSPL±3dB/-20dBV at 1KHz
11	レシーバ周波数特性	200Hz-6300Hz
12	ケーブル長	約3m（カールコード含む） QD（クイックディスコネクト）付
13	質量	約110g程度

第5項 L2-SW

(1) 仕様

日本電気製 QX-S3416FT-2G (型名 : B02014-03402) 相当品

項目番	項目	仕様
1	筐体	幅266mm×奥行161mm×高さ44mm程度 消費電力35W以下 重量2.1kg以下
2	数量	3台
3	スイッチング容量	10G以上
4	転送レート	8M以上
5	スイッチング方式	S&F
6	MACアドレステーブル	16K
7	インターフェース	10/100BASE-TX : 14ポート 10/100/1000BASE-T : 2ポート SFPスロット : 2

8	コンソールポート	有すること
9	最大VLAN数	4000以上
10	ループ検出	有すること
11	その他	ラック搭載するための金具等を添付すること

第6項 GPSタイムサーバ

(1) 仕様

タカコム社製 TSG-100相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	幅134mm×奥行110mm×高さ35mm程度 消費電力2.5W以下 重量1.0kg以下
2	数量	1台
3	受信電波	GPS衛星電波L1帯 (1575.42MHz)
4	受信感度	-147dBm (コールドスタート時)
5	内部時計精度	±1ミリ秒以内 (GPS衛星電波の正常受信時)
6	インターフェース	RJ45 (10BASE-T/100BASE-TX、PoE対応)
7	対応プロトコル	NTP/SNTP : Ver3/4 SNMP トラブル送信 : Ver1、監視機能 : Ver1/2
8	NTP処理能力	10パケット/秒
9	外部出力	【時刻補正】 端子 : スクリューレス端子 (1系統) 接点仕様 : 無電圧メーク出力 出力間隔 : 毎時/指定時刻 【アラーム】 端子 : スクリューレス端子 (1系統) 接点仕様 : 無電圧メーク出力
10	表示	LEDランプ3個 (電源・GPS受信状態・アラーム)

第7項 自動音声案内(IVR)サーバ

(1) 仕様

日本電気製 Express5800/R110m-1 (型名 : N8100-3005Y) 相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	ラックサーバ

		外形寸法 (mm) 幅444×奥行615×高さ44程度(1U) 重量 20.0kg 以下 消費電力 (kVA) 350VA/350W以下
2	台数	1台
3	OS	WindowsServer2022Standardを搭載すること
4	CPU	8C/3.20GHz/E-2488相当以上
5	メインメモリ	16GB以上搭載すること。
6	ディスク構成/容量	1TB*2台以上
7	RAIDコントローラ	(RAID0/1) を搭載すること。
9	電源	冗長化すること(AC100V)

第8項 催告システム (CTI/DB) サーバ

(1) 仕様 8.8

日本電気製 Express5800/R110m-1 (型名 : N8100-3005Y) 相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	ラックサーバ 外形寸法 (mm) 幅444×奥行615×高さ44程度(1U) 重量 20.0kg 以下 消費電力 (kVA) 350VA/350W以下
2	台数	1台
3	OS	WindowsServer2022Standardを搭載すること
4	CPU	8C/3.20GHz/E-2488相当以上
5	メインメモリ	16GB以上搭載すること。
6	ディスク構成/容量	1TB*2台以上
7	RAIDコントローラ	(RAID0/1) を搭載すること。
9	電源	冗長化すること(AC100V)

第9項 ファイルサーバ (N A S)

(1) 仕様

バッファロー社製 TeraStation (型名 : TS6200DN0402) 相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	外形寸法 (mm) 幅170×奥行230×高さ170程度

		重量 5.0kg 以下 消費電力 85W以下
2	台数	1台
3	HDD容量	4TB以上
4	インターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
5	対応プロトコル	TCP/IP
6	ファイル共有機能	SMB、 AFP、 FTP/SFTP、 NFS、 iSCSI
7	電源	AC100V 50/60Hz

第10項 オペレータ用および管理者PC

(1) 仕様

日本電気製MateタイプMC（型名：PC-M1P48CLGMSKMMXSSZ）相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	デスクトップ型 本体はディスプレイ背面装着できること
2	台数	8台
3	OS	Windows11 Pro
4	CPU	インテルCore i5以上
5	メモリ	16GB以上
6	ディスク	256GB SSD
7	ディスプレイ	21.5型3辺狭額縁フルHD液晶
8	光学ドライブ	なし
9	キーボード	USB109 キーボード
10	マウス	USB接続光センサーマウス
11	その他	再セットアップ媒体を1個添付すること

第11項 管理用PC

(1) 仕様

日本電気製VersaPro タイプVE（型名：PC-V1T46EBGMA8MSGUZY）相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	ノート型
2	台数	2台
3	OS	Windows11 Pro
4	CPU	インテルCore i5以上
5	メモリ	16GB以上
6	ディスク	256GB SSD

7	ディスプレイ	15.6型ワイド液晶
8	マウス	USB接続光センサーマウス
9	その他	再セットアップ媒体を1個添付すること

第12項 ページプリンタ

(1) 仕様

日本電気製Color MultiWriter 3C530相当品

項目番号	項目	仕様
1	プリント方式	レーザビーム乾式電子写真方式
2	台数	1台
3	メモリ	128MB
4	印刷速度	片面A4ヨコ 35頁/分以上
5	用紙サイズ	A3, B4, A4, B5, A5, レター, はがき, 封筒
6	増設ホッパ	550枚以上
7	インターフェース	100BASE-TX/10BASE-T

第13項 ディスプレイキーボードユニット

(1) システム制約条件

複数台分の物理サーバを接続できるコンソールユニットを用意すること。また、物理サーバとコンソールユニットを接続するためのUSB接続ケーブルを添付すること。

(2) 仕様

日本電気製 18.5型LCDコンソールユニット（型名：N8143-142）相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	ラックマウント 外形寸法 (mm) 幅 445.4 奥行 680.0 高さ 42.5(1U)相当 重量 16.0kg 以下
2	台数	1台
3	ディスプレイ	LCD：18.5型以上でカラー表示可能なこと 解像度：1280×1024以上を表示可能なこと
4	キーボード	キー配列：日本語キーボード[87キー]
5	電源	AC100V
6	サーバスイッチユニット	2台以上のサーバを接続できること。

		接続に必要なケーブルを添付すること。
--	--	--------------------

第14項 無停電電源装置

(1) システム制約条件

UPS制御が可能なソフトウェアが選定されていること

(2) 仕様

日本電気製 無停電電源装置 (750VA) (型名 : N8142-109) 相当品

項目番号	項目	仕様
1	筐体	ラックマウント 外形寸法 (mm) 幅432×奥行468×高さ86程度 重量30kg 以下
2	台数	2台
3	皮相電力	750VA

第2節 ソフトウェア

下記表2-1に記載のソフトウェアを納入すること。

表2-1

No	品名	型番	数量
1	Mポートライセンス	IP8D-MPORT ライセンス	1
2	IP トランク 16ポートライセンス	IP8D-16PTRK ライセンス	1
3	IP 電話機 1ポートライセンス	IP8D-1SIPTEL ライセンス	2
4	IP 電話機 8ポートライセンス	IP8D-8SIPTEL ライセンス	1
5	ACD 機能ライセンス	IP8D-ACD ライセンス	1
6	ACD-MIS ソフトウェア	IP8D-ACDMIS-1	1
7	ACD-MIS クラフィックビューア	IP8D-ACDMISGV-1	1
8	コールマネージメントシステム	IP8D-CMS-1	1
9	PC プログラミング	IP9D-PC プログラミング	1
10	CTI ドライバ	IP8D-TSP-1	1
11	1st-Party CTI 8クライアントライセンス	IP8D-8CT ライセンス	1
12	OCX 接続ライセンス	IP8D-OCX ライセンス	1
13	VoiceOperator 接続ライセンス	IP8D-VO ライセンス	1
14	Express5800/R110m-1 Starter Pack	UL9020-B175	2
15	Windows Server 2025 Standard (16Core) (Windows Server 2022 Standard ダウングレードサービス付き)	UL1908-00D1	1

16	ESMPRO/UPSManager Ver3.0 (PowerChute Serial Shutdown セット)	UL1047-903	1
17	PPSupportPack(ESMPRO/UPSManager)	ULH1S-1047-001	1
18	PPSupportPack(Windows Server 2022 Standard 6 年間)	ULH6S1906001-I	1
19	(サーババンドル用)Microsoft SQL Server 2022 10 Device CAL	UL1300-523	1
20	(サーババンドル用)Microsoft SQL Server 2022 Standard Edition サーバ (E トレーニング付) (2022 媒体のみ)	UL1300-547	1
21	Windows Server 2025 CAL (10 Device)	UL1909-002	1
22	Windows Server 2025 Standard (16Core) (Windows Server 2022 Standard ダウングレードサービス付き)	UL1908-00D1	1
23	ESMPRO/UPSManager Ver3.0 (PowerChute Serial Shutdown セット)	UL1047-903	1
24	PPSupportPack(ESMPRO/UPSManager)	ULH1S-1047-001	1
25	PPSupportPack(Windows Server 2022 Standard 6 年間)	ULH6S1906001-I	1
26	VoiceOperator 統計情報オプション Ver8.5	UL1131-U0N-I	1
27	VoiceOperator for Aspire 基本(SIP8 回線) Ver8.5	UL1131-U0U-I	1
28	Office 2024 LTSC 相当 (Word, Excel オフライン利用)	-	3
29	Quick ダイヤラー	-	1

第3章 保守

第1節 装置の保守・修繕について

第1項 保守対応日時

ハードウェアの保守対応日時は、「表3－1 保守対応日時」に示すとおりとすること。

表3－1 保守対応日時

No.	調達機器等	保守対応時間	保守対応日
		08:30－21:00	
1	電話交換設備部	○	12月29日～1月3日を除く全日
2	A I サーバ部	○	

※障害対応作業で復旧に時間を要す場合、上記保守対応時間を超えても対応すること。

第2項 保守・修繕対象物件

- (1) 貸借人が指定する物件とし、その構成品等詳細については、物件供給者が提供する保守・修繕サービスの対象範囲（UPS蓄電池等有償交換部品の部品費用・交換作業費用も含める）とする。
- (2) ページプリンタートナーは保守対象外とする。

第3項 保守・修繕業務内容

貸借人が物件を設置し使用する場所での点検、整備、故障原因切り分け、該当物件の修理及びメーカー修理(梱包・運送料、修理期間中の代替機器の用意・設置・調整を含む)を行うこと。

第4項 保守・修繕結果報告

点検、整備及び修理の内容、故障の場合は、その原因等について書面により貸借人に報告すること。

第5項 保守・修繕費用の支払い

物件に係る保守・修繕費は月払いとし、物件賃借料と併せて「浜松市催告システムに係る電子計算端末機器等賃貸借契約」第5条の規定により支払うこととする。

第2節 賃貸借期間終了後について

賃貸借終了後は、貸借人から指示があった場合は、「第2章機器仕様」に記載されている機器の全てを賃貸人の負担により撤去すること。

なお、その撤収時において機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、そのデータを消去し、その証明書を提出すること。